

船舶事故調査報告書

令和4年3月2日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（浮標）
発生日時	令和3年3月1日 12時30分ごろ
発生場所	福岡県 ^{かんた} 苅田町 ^{かんた} 苅田港（苅田港本港浮標3） 苅田港北防波堤灯台から真方位257° 1.2海里付近 （概位 北緯33° 47.7′ 東経130° 59.4′）
事故の概要	貨物船第八十一 ^{さんじゅういち} 三社丸は、右回頭中、浮標に衝突した。
事故調査の経過	令和3年4月7日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第八十一三社丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134646、株式会社ジェイエスマリン
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に擦過傷 浮標 上部カバーに凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、船長が単独で操船して、苅田港企業専用岸壁に着岸する目的で、苅田港内を西進した。</p> <p>船長は、目視により苅田港本港浮標3（以下「本件ブイ」という。）を左舷船首方に見る針路で航行していたところ、右舷船首方の着岸予定の岸壁に荷役中の船舶（以下「B船」という。）が出船左舷着けで着岸しているのを認めたので、B船の船尾方で待機しようと微速力で続航させた。</p> <p>本船は、B船の右舷側を航行中、船長が、船舶代理店からB船が出港するまで、苅田港沖で待機するようにとの連絡が入ったので、右回頭して出港することとし、微速力で右回頭していたところ、左舷船尾部が本件ブイに衝突した。</p> <p>船長は、本事故発生場所では、ふだんから岸壁前で右回頭して左舷着けしていたが、着岸予定岸壁にB船が着岸していたので、船首方のB船に意識を向けて操船し、船尾方の本件ブイに接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、右回頭中、船長が、船首方のB船に意識を向けて回頭を続けたことから、左舷船尾部が、本件ブイに接近していることに気付かず、本件ブイに衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が右回頭中、船長が、船首方のB船に意識を向けて回頭を続けたため、左舷船尾部が、本件ブイに接近していることに気

	付かず、本件ブイに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、回頭中、特定の方向のみでなく周囲の船舶、浮標等の状況を確認し、十分な距離を確保すること。